

戸塚区寄り添い型学習支援事業業務委託に係る 提案書評価基準

1 評価方法

プロポーザル評価委員会において、本事業の業務委託に最適な事業者を特定するため、評価委員が提案書の内容及びヒアリング結果を基に評価を実施します。

- (1) 評価表の評価の着眼点の各項目について 5 段階で評価します。
- (2) 全評価委員の評価点・加点の合計（以下「総合点」という。）で提案者の順位を決め、最も高い提案者を第一順位とします。総合点が同点の場合は、委員の投票で多数決を行い、同点者の順位を決めます。票数が同じ場合には委員長の判断により順位を決めます。
- (3) 提案者が 1 者以上の場合、評価を実施します。
- (4) 評価委員会のヒアリングに欠席した委員は、採点ができないものとします。
- (5) 全評価委員の評価点の合計が満点の 60% に満たない者は、受託候補者としません。
- (6) 評価委員会のヒアリングに出席した委員の半数以上から、評価の着眼点の項目で最低の評価（1：特に劣っている）を受けた者は、受託候補者としない。

2 評価点

5 段階評価とし、係数を乗じ、評価点とします。

評価委員一人あたりの評価点の満点を 250 点とします。

評価	
特に優れている	5
優れている	4
普通	3
劣っている	2
特に劣っている	1

3 評価表の配点及び割合

評価項目	配点	割合 (%)
1 法人・団体等の概要・事業実績	20 点	8%
2 業務実施方針	40 点	16%
3 業務提案内容・実施手法	120 点	48%
4 業務実施体制	30 点	12%
5 業務実施上の管理運営体制	30 点	12%
6 収支予算	10 点	4%
合計	250 点	100%

※企業の取組については、提案者の提出資料をもとに事務局で加点します。

戸塚区寄り添い型学習支援事業業務委託に係るプロポーザル評価委員会 評価表（案）

団体： 委員：

評価項目	評価の着眼点		評価	係数	評価点	最高点	関連様式
1 法人・団体等の概要・事業実績	(1)	法人・団体等の概要や経営理念等が本事業に適している。	5・4・3・2・1	2		10	様式 7
	(2)	事業実績及び活動実績から、本事業を実施できる能力を十分に有している。	5・4・3・2・1	2		10	
2 業務実施方針	(1) ア	国や本市の動向を踏まえ、生活困窮状態等にある子どもの生活環境・学習環境の現状や課題を把握している。	5・4・3・2・1	2		10	様式 8
	(1) イ	生活困窮状態等にある子ども（中学生・高校生世代）への学習支援や相談支援に対する理念や考え方を十分に有している。	5・4・3・2・1	2		10	
	(2) ア	本事業の趣旨を十分に理解し、業務実施方針が現状や課題を踏まえたものになっている。	5・4・3・2・1	2		10	
	(2) イ	業務実施方針を踏まえ、業務運営の考え方方が具体的で実現性がある。	5・4・3・2・1	2		10	
3 業務実施内容・実施手法	中学生に対する取組						
	(1)	対象者の学力・学習状況等の把握、学習の効果測定が適切であり、実効性がある。	5・4・3・2・1	3		15	
	(2)	個々の実情や学力に応じ、高校進学を目的とした学習支援プランの立案・進行管理、志望校の選択等に関する支援が適切であり、実効性がある。	5・4・3・2・1	3		15	
	(3)	高校進学に向けた学習の仕方等について、対象者及び保護者への支援が具体的で実効性がある。	5・4・3・2・1	3		15	
	(4)	不登校や学習につまづき等がある対象者及び保護者への支援が具体的で実効性がある。	5・4・3・2・1	3		15	
	高校生世代（概ね15歳から18歳）に対する取組						
	(5)	高校等の中退防止や進学、将来の自立に向けた支援が具体的で実効性がある。	5・4・3・2・1	3		15	
	(6)	学校生活や将来の進路選択等に関する相談支援が具体的で実効性がある。	5・4・3・2・1	3		15	
	(7)	将来の進路への動機を高め、進路選択の幅を広げるための支援が具体的で実効性がある。	5・4・3・2・1	3		15	
	中学生・高校生世代に対する取組						
	(8)	中学生・高校生世代が参加しやすく、継続的な参加につながる学習支援の場づくり・居場所づくり、参加者の定着を図るための工夫等について、具体的で実効性がある。	5・4・3・2・1	3		15	

